

桶川市入札参加資格審査委員会要領

(平成14年10月30日市長決裁)

(設置)

第1条 一般競争入札の円滑な事務の運営を図るとともに、その適正な執行を行うため、桶川市建設工事請負一般競争入札実施要綱（平成7年桶川市告示第33号）第4条に基づき、桶川市入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、市長に内申するものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事。
- (2) 入札参加者の確認に関する事。
- (3) 公示の内容に関する事。
- (4) その他入札執行に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、桶川市工事等請負業者審査委員会規程（昭和47年桶川市規程第9号）に基づく桶川市工事等請負業者審査委員会の委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもってこれに充て、副市長が事故その他の事由により不在の場合は、総務部長をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長になる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。